

(目的)

第1条 この規程は、学校法人國學院大學(以下「本法人」という。)におけるリスク管理に関し基本となる事項を定めることにより、リスクの顕在化を防止し、リスクが顕在化した場合の損失又は不利益を最小化するとともに、本法人の構成員の安全を図り、もって本法人の社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) リスク 本法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる可能性のあるものをいう。(学校法人國學院大學危機管理本部規程第2条第1号に定める「危機事象」を除く。)
- (2) リスク管理 リスクの顕在化を防止するための措置及びリスクが顕在化した場合の損失又は不利益を最小化するための措置をいう。

(リスク管理の対象)

第3条 この規程において、リスク管理の対象となる事象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本法人の教育・研究活動の遂行に重大な支障を来たす事象
- (2) 本法人の構成員の安全に係わる重大な事象
- (3) 本法人における施設管理上の重大な事象
- (4) 本法人の社会的信頼又は評価に重大な影響を及ぼす事象
- (5) その他前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる事象

(役員及び教職員の責務)

第4条 本法人の役員及び教職員は、業務の遂行にあたって、法令、学校法人國學院大學寄附行為(以下「寄附行為」という。)及び規程等リスク管理に関する規則を遵守しなければならない。

(他の規程等との関係)

第5条 この規程の定めにかかわらず、他の規程等においてリスク管理について別段の定めがあるときは、当該規程等の定めるところによる。

(リスク管理最高管理責任者)

第6条 本法人に、リスク管理に係る最終的な決定を行う者として、リスク管理最高責任者(以

下「最高責任者」という。)を置き、理事長をもってこれに充てる。

(リスク管理統括責任者)

第7条 本法人に、最高責任者を補佐し、リスク管理に関する業務を実質的に統括する者として、リスク管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、総務担当理事をもってこれに充てる。

(リスク管理責任者)

第8条 本法人に、リスク管理の推進に関する業務の実務を担う者として、リスク管理推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置き、本法人内設置校の長をもって充てる。

2 推進責任者は、統括責任者の指示に基づき、設置校におけるリスク管理の体制の整備をするとともに、第13条に基づく対策等に必要な措置を講じるものとする。

(平常時のリスク管理)

第9条 本法人におけるリスク管理に関し、リスク分析やリスク評価など必要な事項は、学校法人國學院大學危機管理本部において行うものとする。

2 危機管理本部は、リスク管理に関する審議の結果を常務理事会に報告することとし、その報告等を基に常務理事会は、定期的に業務執行に関するリスクを特定して見直すとともに、リスク管理体制についても見直しを行う。

(教育等の実施)

第10条 統括責任者は、リスクの顕在化を防止する観点から、役員及び教職員に対し、リスク管理の重要性に関する認識を高め、リスク管理に関する理解を深めるために必要な教育、研修、意識啓発等を行うものとする。

(リスクに関する通報等)

第11条 役員及び教職員は、リスクが顕在化したとき又は顕在化するおそれがあるときは、速やかに、下記により通報するものとする。

- (1) 役員 統括責任者へ通報する。
- (2) 法人事務局職員 法人事務局長へ報告し、法人事務局長が統括責任者へ通報する。
- (3) 設置校教職員 推進責任者へ報告し、推進責任者が統括責任者へ通報する。

(リスクの顕在化等の事実確認)

第12条 前条の規定による通報を受けた統括責任者は、推進責任者との連携により当該報告に係る事実確認を行うものとする。

2 統括責任者は、前項の規定によりリスク事案の発生の事実を確認したときは、速やかに当該状況を最高責任者へ報告するものとする。

(リスクの顕在化等の対策)

第 13 条 最高責任者は、前条第 2 項の報告を受けたときは、当該顕在化又は顕在化のおそれがあるリスクについて、学校法人國學院大學危機管理本部規程に基づき、対策を講じるとともに、再発防止策を決定し、その実施を統括責任者に命じるものとする。

2 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクと判断した事項については、理事会へ報告し、審議の上、必要な対策等を決定するものとする。

(事務)

第 14 条 リスク管理に関する事務は、法人事務局がこれにあたる。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。